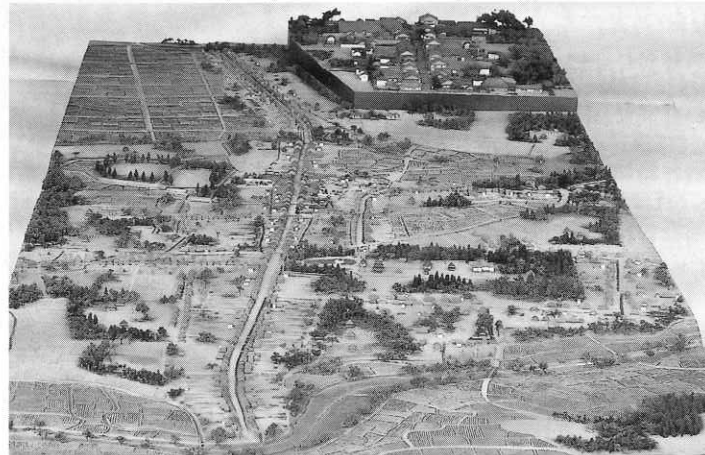


## 郷土資料館だより

Vol. 23. No.3

2001. 3. 30



模型全景



三嶋大社



宿場中心

東海道の往来で賑わった**三島宿** 復元模型完成!!

江戸時代東海道五十三次の中でも、最も賑わった宿場の一つが三島です。江戸日本橋より数えて十一番目、箱根宿と沼津宿の間の宿場でした。

三島宿は江戸時代初期、新町橋から大中島（現、本町）まででしたが、1711（正徳元）年西見付であった広小路火除土手が境川東岸に運ばれ新しい見付となり、宿域が西へ広がり発展をとげます。

郷土資料館では、三島宿が制定された1601（慶長6）年正月から今年が四〇〇周年である事を記念し、三島宿の復元模型を作製しました。江戸時代末期、天保年間（1830～40頃）を想定したものです。

新町橋から千貫樋まで宿全体を1/700の縮尺で復元、また特に宿の中心である世古本陣から問屋場までを1/250の縮尺で再現しています。当時の資料を基に、東海道筋の間口割など正確に復元することができました。

当時の宿は、東の新町橋から西の千貫樋まで十

八町余（約 2 km）、宿の石高2632石余、石高から見ると東海道では4番目の大きな宿場でした。宿の施設では問屋場1（現、市役所中央町別館）、大名・公家・役人などが宿泊する本陣2、脇本陣3、一般の旅人が宿泊する旅籠<sup>はんだ</sup>が74軒、総家数1025軒、人口4048人もありました。

箱根の山越に1日かかるため、三島には多くの旅人が泊り、旅館数が多かったのです。

この他、三島宿は南へ下田街道、北へ佐野街道（甲州道）が分かれる交通の分岐点であり、江戸時代初期には伊豆を管理する代官所が置かれ、のちに三島陣屋となりますが、伊豆支配の要でした。宿の中央には、徳川三代将軍家光公が上洛のために築かせた旅館跡・御殿地がありました。

三島宿の北には富士山からの湧水が小浜池など何ヶ所も湧き出ていく筋もの流れとなり街道を横切っていました。古くから水の都として三島宿は知られていたのです。

企画展 **三島宿**

開催日 平成13年3月18日(日)～5月27日(日)

**東海道中 旅の楽しみ**

江戸時代、旅は大衆のレジャーとして楽しめるようになりました。古来「旅」は、おもに文武の官人の公的な旅、庶民には防人や税を納める旅、あるいは信仰の修行としての旅が主でした。

江戸幕府は五街道を主とする宿駅制度の整備をすすめました。天下泰平の中、農業の生産力の向上と貨幣経済の進展で、民衆にも時間と消費に余裕が生まれました。簡単に旅に出られませんでした。お伊勢参りや社寺参詣を名目に出かけ、日常からの解放感を満たしました。

もともとは信仰に始まった民衆の旅でしたが、物見遊山を楽しみ、当時の人々にとっては一生分の教養と話の種を仕込みました。また一方、諸国での見聞は、農具や品種の改良など、生活の向上を考えるヒントを得るなど、都の風俗を地方へ伝播する役割も果たしました。

とりわけ五街道筆頭の東海道は、参勤交代をはじめ、外国からの使節も往来し、お伊勢参りの道中の旅人も異文化を体験する、まさに文化を運ぶルートでした。



歌川広重 東海道五十三次之内 三嶋 弘化年間

**三島宿の成立**

近世の三島宿は1601(慶長6)年正月に宿駅として伝馬人足各36を常備するよう命が下った時が始まりです。

この時の三島宿の中心は伝馬町(三嶋大社南の地域)・久保町(中央町)・大中島(本町、広小路町)・小中島(本町、中央町)の4町でした。交通量の増



歌川広重 東海道五十三次 三嶋 弘化4～嘉永5年  
加のため、1638(寛永15)年には100人・100疋に増え、負担の範囲も六反田・新宿(広小路～加屋町まで)に拡大されます。

江戸時代東海道の中でも、最も賑わった宿場の一つが三島で日本橋より数えて十一番目、箱根宿と沼津宿の間の宿場でした。

宿域は当初、新町橋から大中島(本町)まででしたが、1711(正徳元)年、西見付であった広小路火除土手が境川東岸に運ばれ新しい見付となり、宿域が西へ広がり発展をとげます。

江戸時代末期、天保年間(1830～40頃)当時の宿は、東の新町橋から西の千貫樋まで十八町余(約2km)、宿の石高2632石余でした。宿の施設では問屋場1(現、市役所中央町別館)、大名・公家・役人などが宿泊する本陣2、脇本陣3、一般の旅人が宿泊する旅籠が74軒、総家数1025軒、人口4048人もありました。

箱根の山越に1日かかるため、三島には多くの旅人が泊り、旅館数が多かったのです。

**本陣と旅籠**

三島宿の本陣(大名、公家、公用の役人、門跡など身分の高い人のみが宿泊する)は一の本陣(世古六太夫)と二の本陣(樋口伝左衛門)が長く勤めていますが、1718(享保3)年の記録では弥太夫本陣が記録されています。

また脇本陣は1772(明和9)年に脇本陣藤屋治郎左衛門の記録が残り、天明年間(1781～88)大和屋善蔵と銭屋伊三郎が指定を受けていま



## 三島暦研究調査報告

～三島暦の弘暦について②～

### 二．三島暦の弘暦

三島暦師河合家の幕末の頃の文書によれば、暦を販売することを「弘暦」と呼んでおり、「暦弘帳」なる帳面を作成し、残している。弘暦の意味は文字どおり暦を広めることであり、河合家が暦を販売して生業としていたとしても、それは幕府公認の、「暦」の普及という任を負っていた誇りある事業内容を意味している言葉である。

さて、三島暦師の弘暦の方法であるが、近年までそれについて、詳細に考察し、何らかの報告書で述べた暦研究者は居なかったのが現状である。史料の不足にも因るのだろうが、研究の対象が暦の編纂、暦注の解釈といった内容考察等に偏重し、暦師の弘暦方法などの些末な部分にまでは触れてこなかったのであろうと思う。

三島暦師の河合家の弘暦については、『静岡県史 資料編23 民俗一』伊豆編の中で、冒頭の同家文書「暦弘帳」を表にまとめて掲載したことがあるが、表以上については触れてこなかったという経緯があり、ここではあらためて同文書を取り上げ、一考察を加えてみることにしたい。また、最近にいたり、未発見だった河合家文書の一部が静岡県内にて見つかった。それは奇しくも河合家の弘暦に関わる内容のものであり、同時に触れておきたい。

#### ① 弘暦者の任命と弘暦

三島暦は暦師の河合家が認可した弘暦者という者が、幕府から許可された地域に付き、弘暦して歩いたものである。この点については、従来は推

察として暦屋の雇い人が配って歩いたものらしい、と述べてきた程度であったが、今回は新発見の史料により明らかになった。

文書は三島暦師河合龍節が相州大住郡日向村の三箸荘兵衛という者に宛てた免状である。

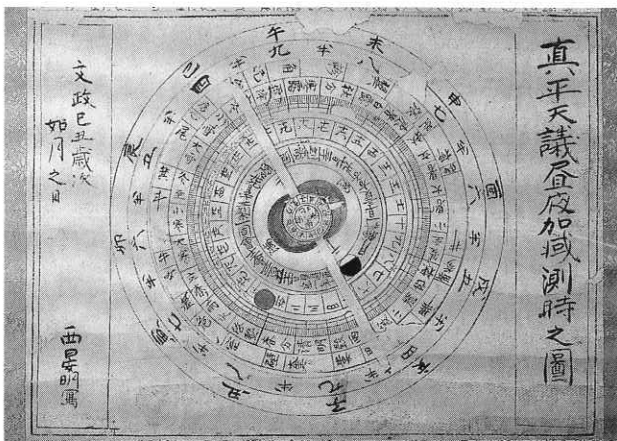
「相州大住郡 日向村 三箸荘兵衛、右者拙家暦弘方 手代ニ抱置こと相違 無之依而免状印鑑 差遣置者也、御暦師 豆州加茂郡三嶋宿、安政七庚申二月十七日 河合龍節 藤原伸満」

注目したいのは、暦師河合家が暦の弘め方として「手代」を任命し、彼に免状と印鑑を与えるという権限を持っていた点である。三嶋大社社人という家格にして、暦師河合家には、士分にも等しい待遇が与えられていたことを物語るものである。

暦師の手代が決定したところで、次には彼が弘暦の持ち場地域を回り、刷り上がった暦を頒布して回るのである。これについては、前記したように『静岡県史 資料編23民俗一』の中で報告しているが、更に考察を加えて述べてみる。

本題に関わる史料は『暦弘帳』（慶応2年・推定）と表題された暦師河合家の文書である。その内容は、河合家の手代（それが誰であったか明らかではないが）が、頒暦の持ち場である中伊豆周辺の村々を巡回して、翌年の三島暦の注文を取った記録である。各村名、名主及び村の代表者が列記され、村ごとに暦の本数が種別に記されている。種別に「本」及び「略」とあるのは、本暦と略暦の相違である。本暦は冊子状の暦で、略暦は一枚刷りの柱暦であると考えられる。明治の改暦以降になると暦の種類が増えるが、近世にはたいていこの二種類で需要にはこと足りていたのである。また、中伊豆以外の伊豆国に関しての弘暦関係史料は、これの外発見されていないのが現状であるが、南伊豆等の地域についても同じような方法で弘暦がなされていたであろうことは想像に難くない。

本史料を表に整理した弘暦先と弘暦数を参考として付しておいた。



真平天議昼夜加減測時之図 1829（文政12）年

白山堂村	名主	清兵衛	本15	郷之湯村	名主	源 藏	本11
宗光寺村	作	兵衛	本25	貴僧坊村	名主	又 四郎	本7
守木村	兼	兵衛	本35	後場村		庄 三郎	本21
御門村	関	左衛門	本40	地蔵堂村		治郎左衛門	本29
田京村	利	左衛門	本40	原保村		平 右衛門	本28
三福村	浅	右衛門	本23	菅引村		源 右衛門	本28
吉田村	中	原戸村	本31	与七右衛門		本46	本28
大仁村	徳	水村	本26	林右衛門		本28	本22
牧之郷村	冷	川村	本26	茂右衛門		本25	本14
柏久保村	名主	八幡村	本30	忠 兵衛		本14	本37
加蔵村	政	右衛門	本21	城野村		由 兵衛	本28
田代村	下	白岩村	本20	開野村	西名主	六 右衛門	本9
小川組	年	川村	本15	伊 兵衛		四郎右衛門	本9
上小川	豊	蔵	本4	下白岩村		伊 兵衛	本14
梅木村	四	右衛門	本4	下 畑村		嘉 兵衛	本14
			本9	大野村	組頭	伝 右衛門	本45
			本2	田原野村		直 右衛門	本10
			本30	浮麻村		重 右衛門	本35
			本4	下 畑村		作 兵衛	本20

図表-1  
河合家文書「曆弘暦」に記載されていた中伊豆地域の弘暦  
(『静岡県史資料編23民俗一』から転載)

種別	部名	駿河	伊豆	安房	相模	甲斐
太陽暦		445部	165部	50部	300部	330部
小本暦		20,131部	6,895部	6,000部	10,070部	21,689部
上等略本暦		21部	42部	0	110部	120部
大石摺暦		504枚	185枚	10枚	30枚	438枚
小石摺暦		671枚	143枚	10枚	260枚	299枚
大柱略暦		4,551枚	775枚	50枚	1,550枚	500枚
七十二候略暦		35部	0	0	40部	25部
写真略暦大		161枚	10枚	0	30枚	105枚
・中		374枚	70枚	0	80枚	125枚
・小		151枚	20枚	0	0	105枚
その他		5部	110部	0	0	20部
合 計		27,049	8,415	6,120	12,470	28,756
%		34.7%	10.8%	7.8%	16%	30.5%

図表-2 「明治十二年頒曆発売牒」(河合家文集) から作成した暦種別売上げ数と売上げ額

	販売部数	売上げ額	順位
太陽暦	1,290部	55円20銭	4
小本暦	64,785部	1,781円86銭3厘1毛	1
略本暦上等	293部	9円18銭7厘5毛	8
大石摺暦	1,167枚	22円84銭9厘5毛	5
小石摺暦	1,383枚	10円11銭9厘6毛	3
大柱略暦	7,626枚	43円56銭6厘	2
七十二候略暦	100部	2円16銭	11
写真略暦大	306枚	4円17銭4厘	7
・中	649枚	5円69銭1厘	6
・小	276枚	2円28銭9厘	9
その他(明治十二年)	35部	2円77銭1毛20銭	10
合 計	66,603部と11,407枚(78,010)	1,910円86銭9厘7毛	

## ② 明治期の弘暦

明治維新と明治5年の改暦という二つの事変は社会に与えた影響はもちろんだが、暦の版行や頒暦を生業にしていたものにとっては晴天の霹靂の驚きと、それにとまなう不安があったものである。維新により、編暦権を有する役所が幕府天文方(明治2年廃止)から京都土御門家に移り(明治元年)、続いて頒暦権が大学内の天文暦道局(明治3年)、明治8年には編暦事務が文部省から内務省に移管、明治15年には伊勢神宮が頒暦権を取得するというめまぐるしさであった。こうした中、全国の暦屋は頒暦を生業として確立すべく、頒暦商社を設立(明治5年3月)し、そのときどきの頒暦権者から暦を卸して貰い頒暦を行っていた。三島暦師河合家も、商社員の一人となって頒暦を行うのであるが、その弘暦圏は一時的に九カ国にわたったり、五カ国になったりという変転を伴う。

明治12年の河合家文書「明治12年頒曆販賣牒」では、伊豆、相模、駿河、甲斐、安房の五カ国が三島暦師の弘暦圏となっている。また、その弘暦の方法であるが、各地の書店等に卸して販売するという近代的な方法に変わっている。

次に同文書から調査した明治12年の三島暦の『販路及び暦種別売上部数』と「暦種類別販賣部数及び売上額」を一覧にして付しておいた。

## 三．三島暦の暦注等の比較

暦が旧暦時代の人々にとって欠くことのできない指針であったことに付いては冒頭述べたが、ここでは、現存する三島暦について、それぞれの暦注の変化を考察の対象としてみたい。が、しかし、各々一年間まるまるの暦注についての検討には、紙面も時間も、また能力も不足しているので、主に年首部分の解説と検討に留めておき、後は将来の課題としておきたい。

### ① 康永四年(1345) 暦

#### 仮名版暦(莊厳寺蔵)

南北朝初期の暦。この年元号が変わり貞和元年とも呼ばれるが、暦は前年に版行されているために、元年暦は存在しない。使用していた暦法は宣明暦法である。康永四年暦には、暦首の先頭三行に六段組で漢字と仮名文字で、その年の暦注を書き始めている。この点は後世の暦と異なる点の初めである。各月の暦注では、上段に納音(なっちん)と十二直(じゅうにちよく)が記されている。また、中段には「四日うをこほりにのほる(魚氷に上る)」「十一日かわうそうををまつる(獺魚

五ヶ国販売先



三島暦と日本の地方暦

を祭る)」などの七十二候が記されている。七十二候は中国から伝来したもので、一年を72に分けて記載するものである。具注暦時代の名残と思われる。

正月	初日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	二日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	三日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	四日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	五日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	六日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	七日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	八日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	九日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	十日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	十一日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	十二日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	十三日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	十四日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	十五日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	十六日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	十七日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	十八日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	十九日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	二十日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	二十一日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	二十二日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	二十三日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	二十四日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	二十五日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	二十六日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	二十七日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	二十八日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	二十九年	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	三十日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
正月	三十一日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋

図一 康永4年暦解説 (国立天文台報「荘厳寺で発見された仮名暦の調査」から転載)

② 永享九年 (1437) 暦

仮名版暦 (足利文庫蔵)

南北朝時代の暦。このころは三島暦師が独自に暦算、弘暦していた。使用していた暦法は宣明暦法である。

近世の三島暦が第1行目に年号・干支・日数及び版元の三島という地名ないしは暦師名を記すのに対して、永享暦では、康永四年暦と同様に、その年に対する暦注 (八将神及び年徳神の方位) を最初に出している。また、神々の配置も後世の暦とは異なる。年号と日数 (凡三百五十四日) は四行目に記し、版元の「三嶋」という文字は宝珠の隣に位置している。「大しょうぐん (將軍) 東にあり」「としとく井ねのあいだニあり」と2行に別記している点も後世とは異なる。各月の大・小は2行にまとめている。土くう (土公) かまにありみなみきたひがしにし」という土公神の方位については後世と変わらない。

正月一日の暦注では、神仏はがためひめはじめによし」とある。変わっているのは、「神仏」という点で、これは後に、「仏神」となったり、「仏」は消えてしまったりする。四日の中段に「火 くワ入」と見える。鍬入れ (ウナイゾメ) のことと思われる。が、後世の暦では消える。

③ 寛永十三年 (1636) 暦

仮名書写暦 (宮内庁書陵部蔵)

寛永十三年暦は、まだ宣明暦法に基づいて編まれた

七月	初日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	二日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	三日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	四日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	五日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	六日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	七日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	八日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	九日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	十日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	十一日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	十二日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	十三日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	十四日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	十五日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	十六日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	十七日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	十八日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	十九日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	二十日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	二十一日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	二十二日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	二十三日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	二十四日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	二十五日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	二十六日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	二十七日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	二十八日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	二十九年	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	三十日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋
七月	三十一日	大歳在乙酉 大將軍在卯 歳徳在丙午 歳利在辰 永享九年 三嶋

図二 永享9年三島暦の解説 (三島市郷土館「三島暦と日本の地方暦」から転載)

暦である。筆写暦で、極めて繊細な仮名文字が美しい。

1行目に「寛永十三年ひのえねのとし凡三百五十四日三嶋」とあり、三島暦であることは明らかである。  
(次号へつづく)

執筆 杉村 齊 前館長

## ふるさと人物碑

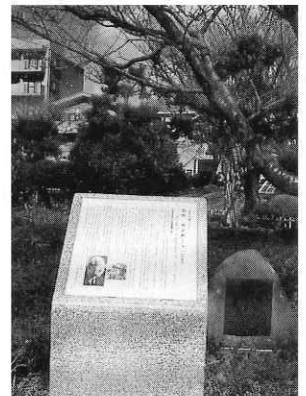
日本を代表する映画監督・俳人  
第三代日本映画監督協会理事長

### 五所平之助

明治35年2月1日  
～昭和56年5月1日(1902～1981)

五所平之助は映画監督として、昭和のはじめ『マダムと女房』『伊豆の踊子』(田中絹代主演)と次々とヒットを出し、名監督の名を不動のものとなりました。五所監督の奥様は三島のご出身です。これを縁とし、戦後、六反田に居を構えました。

三島を記録に残そうという市民の気運から、氏の演出で『わが街三島-1977年の証言』が撮影され、三島のシンボリックな作品となりました。1981(昭和56)年79歳で逝去され、三島市公会堂で三島市民文化葬が営まれました。



平成13年2月菰池公園(大宮町)内に設置した人物説明板

## ふると講座 報告

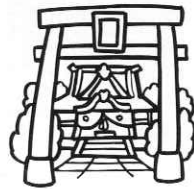


佐野・耕月寺にて説明を受ける

講師 迫田信行氏（郷土資料館運営協議会副委員長）

平成12年10月3日（火） 出席者 33名

楽寿園駅前口を出発し、佐野に向かい甲賀民部の屋敷跡を寺にしたとの伝承をもつ、耕月寺を訪ねた。徳倉・歓喜寺にてご住職より入江長八の作品やエピソードなどの話を拝聴し、高遠石工の墓、山岡鉄舟の額を見学した。沢地・龍沢寺では境内の建物を中心に玄峰老師について説明を受けた。午後、山中新田・宗閑寺にて1590(天正18)年の山中城攻防戦での戦没武将の墓、隠れキリシタンと思われる墓などを巡り、近辺にある芝切地蔵、唯念名号碑の見学した。三ツ谷新田・松雲寺では参勤交代の際に休息所「寺本陣」となったことや、明治天皇が行幸の際休息されたなどの説明を受けた。



徳倉・歓喜寺で住職の法話



沢地・龍沢寺にて境内の見学



泉町・国分寺 七重塔礎石にて説明を受ける



玉沢・妙法華寺にて望楼の見学

平成12年10月13日（金） 出席者 31名

泉町・国分寺に集合し、七重塔の礎石、井出志摩守正次の墓の見学をした。大社町・祐泉寺にて、市ヶ原廃寺の塔の心礎、伊豆国分尼寺の説明を受けた。玉沢・妙法華寺にて、境内の建物などに関する説明や、歴代住職の墓、太田道灌の子孫11代資宗から21代資美にいたる太田家の墓、覚林院の大鐘、駿府城の於万の方の居室を移築した奥書院の見学をした。午後は、川原ヶ谷・願成寺にて源頼朝の「百日詣で」の逸話を受けた。川原ヶ谷砦跡などを巡り、川原ヶ谷・宝鏡院にて、足利義詮、足利政知の墓といわれる墓所、近辺にある三島七石のうち「笠かけ石」「鞍かけ石」の見学をした。

## ◆新収蔵資料

郷土資料館に次の方々からご寄贈いただきました。  
ご協力ありがとうございました。(敬称略)

平成12年9月～12月 寄贈分

青野 宏次 三島市谷田	大隅英一 三島市大場
石斧(縄文後期) 1点	一合升(明治・昭和) 1点
	焼 印 1点
石井 晴雄 三島市幸原町	箱 膳 1点
耳石神社祝い櫃	雑誌「家庭生活」(S24) 1点
(天保5年) 2点	湯たんぽ 1点
	ポロドルレコードチラシ 一括
梅原 多恵子 三島市御園	ビクターレコードチラシ 一括
会席膳(十人用) 2点	ランドセルS.34 1点
祝い櫃(昭和7年) 2点	バッチS.34 1点
一斗樽 1点	盃 2点
斗搔棒 1点	記念盃 1点
	バスケット籠(大正) 1点
小澤 健一 大阪府吹田市	煙 管 2点
半纏(大正・三島町) 1点	レコード 36点
	盃(平成3) 2点
大友近光 三島市広小路町	
和傘職 印章 5点	
野村 重雄 三島市西本町	
畳職道具	
手あて 1点	
まち針 2点	
針 1点	
糸筒 1点	
へり敷き 1点	



消防半纏 三島町消防組第三部小頭  
(小澤健一氏)

## お知らせ

### ●図録発刊

企画展「三島宿」の図録を発行いたします。三島宿に関する資料をカラー図版を数多く掲載し、64ページに編集しました。

### ●展示解説会

企画展「三島宿」の解説を当館職員により行ないます。ぜひお越しください。日程は次の通りです。

3月24日(土)

4月28日(土)

5月5日(土)

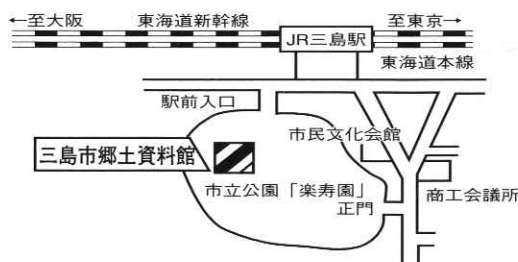
いずれも展示会場にて、午後1時30分より1時間ほど行ないます。

### ●臨時開館

通常月曜日は休館とさせていただきますが、企画展開催中4月30日(月)は、楽寿園とともに開館いたしますので、ぜひご来館ください。

### 利用案内

休館日 毎週月曜日(祝日の時は翌日、  
12月27日～1月2日)  
開館時間 午前9時～午後4時30分(11/1～3/31まで)  
入場無料 (但し、楽寿園入場の際、有料)



三島駅(南口)から徒歩5分。市立公園楽寿園内

郷土資料館だより Vol.23 No.3 (第69号)

発行日 平成13年(2001)3月30日  
(年3回発行)

編集 三島市郷土資料館  
〒411-0036 三島市一番町19-3  
楽寿園内

TEL 0559-71-8228

FAX 0559-81-3730

E-mail: kyoudo@city.mishima.shizuoka.jp

URL: http://www.city.mishima.shizuoka.jp/kyoudo

発行 三島市教育委員会